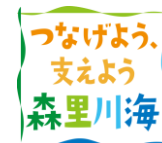




地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援

2023年8月31日
環境省 中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室

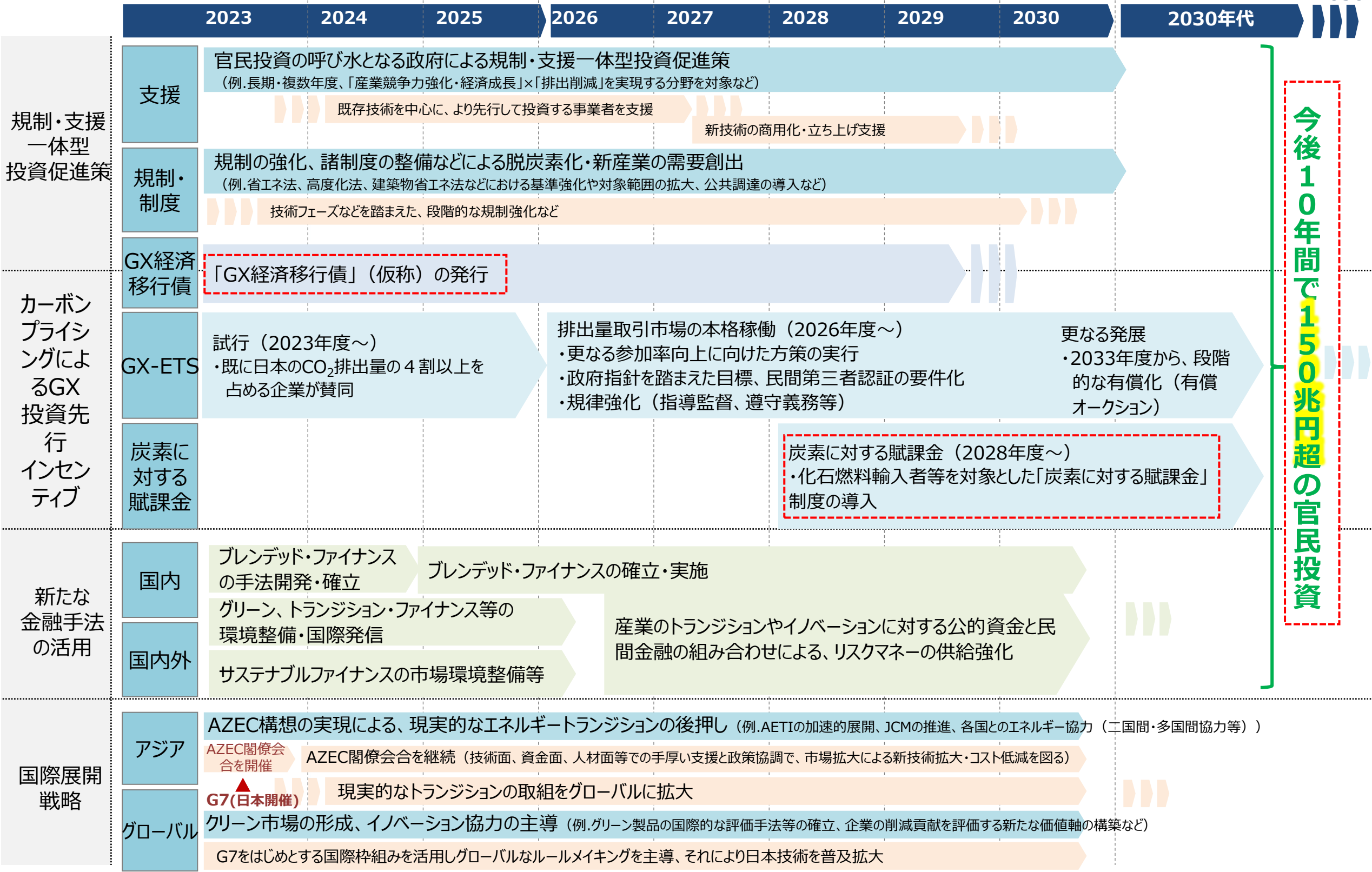


GX実現に向けた基本方針：今後10年を見据えたロードマップの全体像



中国四国地方環境事務所

2050



(出典)「GX実現に向けた基本方針参考資料」より環境省作成：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（GX推進法）の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

（1）GX推進戦略の策定・実行

- ・ 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

（2）GX経済移行債の発行

- ・ 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- ・ GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

（4）GX推進機構の設立

- ・ 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
（GX推進機構の業務）【第54条】
 - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
 - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- ・ 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- ・ 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

② 排出量取引制度

- ・ 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- ・ 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

（5）進捗評価と必要な見直し

- ・ GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- ・ 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号二に併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

地方公共団体における地域脱炭素創生に向けた取組



環境省

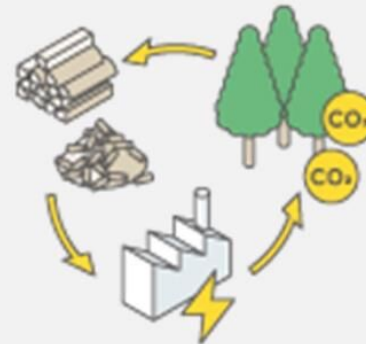
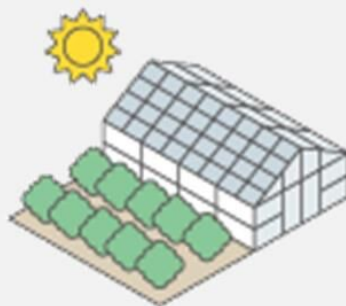
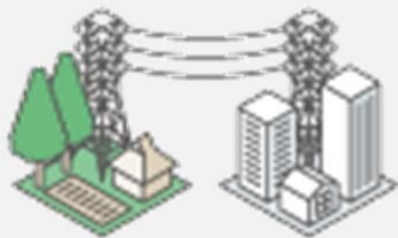
中国四国地方環境事務所

	地方公共団体自らの取組	事業者・住民等も含めた地域全体の取組
地方公共団体実行計画の策定	事務事業編 (全ての地方公共団体に義務付け)	区域施策編 (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務)
取組の内容	・公共施設（敷地含む）における太陽光発電の設置 ・公共施設の省エネ化（LED照明や省エネエアコン等の導入・切り替え、さらにZEB化を目指す 等） ・公用車の電動車化 ・再エネ電力調達 など	・事業者・住民等の脱炭素に向けた取組を促進するための補助の実施 (太陽光発電設備や蓄電池の導入に対する補助金、電動車の導入に対する補助金 等) ・事業者・住民等の脱炭素に係る意識向上のための取組 (セミナーや勉強会の開催 等) ・メガソーラーや風力発電等の再エネ施設の誘致 など
国が用意している地方公共団体への支援策	・公共施設への太陽光発電設備等の導入に向けた調査への補助 ・公共施設（敷地含む）における太陽光発電の設置への補助 ・建築物のZEB化や省CO2改修への補助 ・電動車の導入への補助 ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 など	・地域の再エネ目標や意欲的な脱炭素の取組の検討への補助 ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ・地域脱炭素化促進事業計画制度 など ※上記の他に事業者等が直接申し込む国の支援策も多数用意

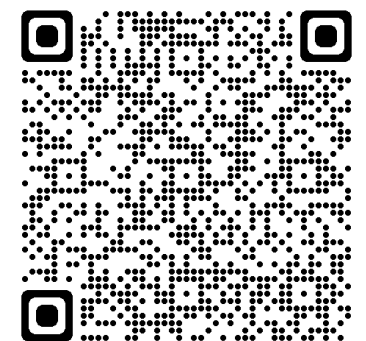
地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

- 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**154事業掲載**（令和4年度補正及び令和5年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）
- 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能

地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の 主な支援ツール・枠組み



令和5年7月
環境省



「支援ツール・枠組み」の補足資料（中国四国地方環境事務所）

- 中国四国地方環境事務所において、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」（令和5年2月）を補足する資料を作成
- 「支援ツール・枠組み」に掲載されている関係府省庁の施策等の中から皆様が「実施したい取組内容」に適した施策等を探す際に支援する資料
- 参考となる中国地方内の取組事例についても一緒に紹介

＜使い方例＞



地域に再生可能エネルギーを導入したいが、施策はないかな・・・
駐車場に太陽光を導入したい・・・

1) 「目次」から実施したい内容に該当する本資料のページを探す。

目次	
4	再生可能エネルギー種別ごとに使えるものを検討したい P14
4-1	再生可能エネルギー・熱全体の導入を検討したい
4-2	太陽光発電・熱を導入したい
4-3	風力発電を導入したい
4-4	バイオマス発電・熱を導入したい
4-5	地熱を導入したい
4-6	地中熱・地熱・未利用熱を導入したい
4-7	水力・小水力発電を導入したい

目次から該当するページへ

2) 「実施したい取組内容から施策を探す」より該当する項目に掲載している参考資料の該当ページを確認する。

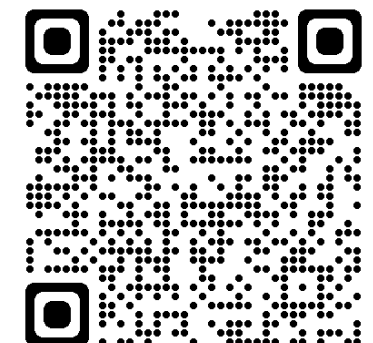
4	再生可能エネルギー種別ごとに使えるものを検討したい(1/4)
4-1	再生可能エネルギー・熱全体の導入を検討したい
4-2	太陽光発電・熱を導入したい
4-3	風力発電を導入したい
4-4	バイオマス発電・熱を導入したい
4-5	地熱を導入したい
4-6	地中熱・地熱・未利用熱を導入したい
4-7	水力・小水力発電を導入したい

この施策があたりはまりそう
「支援ツール・枠組み」の
84ページを見てみよう

3) 参考資料の該当ページを参照する。



太陽光発電（ソーラーカーポート）の施策が見つかった！



地域脱炭素の取組に対する関係府省庁 の主な支援ツール・枠組み 補足資料

地方公共団体編

令和5年3月
中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室





地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置

※詳細については令和5年度地方債同意等基準運用要綱等を参照。

	脱炭素化推進事業債	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2※に公営企業債（脱炭素化推進事業）を充当（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）※電動バス等の導入については増嵩経費	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入（①、②については50%、③、④については財政力に応じて30～50%、⑤については30%）	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
対象事業	● 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業【単独】 ①再生可能エネルギーの導入^{注1} ②公共施設等のZEB化^{注2、3} ③省エネルギー改修^{注4} ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入（EV、FCV、PHEV）	● 脱炭素化推進事業債と同様の事業のほか、公営企業に特有の以下の事業 ・小水力発電（水道事業・工業用水道事業）【単独】 ・バイオガス発電、リン回収施設等（下水道事業）【単独・補助】 ・電動バス等の導入（EV、FCV、PHEV）（交通事業（バス事業））【単独】	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ● 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ● 過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入【単独・補助】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注5}

（注1）売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

（注2）ZEB基準相当（地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）における「ZEB Oriented相当」）に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

（注3）ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。

（注4）省エネルギー基準（BEI（設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。）が1.0以下（ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。））に適合するための、公共施設等の改修事業。

（注5）「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）が該当。

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、
省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

対象事業と交付税措置率

＜公適債（脱炭素化事業）＞

＜脱炭素化推進事業債＞

類型	対象事業
再エネ (注1)	太陽光発電(公共施設等の改修)

省エネ	公共施設等のZEB化(注2)(改修)
	公共施設等の省エネ改修
	LEDの導入(公共施設等の改修)

電動車

対象事業 (赤字は拡充部分)	交付税措置率
太陽光発電(公共施設等の 新築・改築・改修)	50%
太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般 (バイオマス、風力等)	
公共施設等のZEB化(注2)(新築・改築・改修)	
公共施設等の省エネ改修(注3)	財政力に応じて 30～50%
LEDの導入(公共施設等の改修)	
公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)	30%

注1: 公適債においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、新たな事業債においても同様とする。
注2: ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)。
注3: 省エネ改修の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業）



地域脱炭素実現に向けて地域に根ざした再エネを導入するため、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築する取組を支援する。

【令和5年度予算 8億円の内数／令和4年度第2次補正予算 22億円（令和4年度当初予算 8億円の内数）】

1号事業 事業区分	①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援	②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援	③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援	④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援
対象事業概略 詳細な要件等は、公募情報を参照し、ご確認ください。	2050CNを見据えた地域の再エネ導入目標及びその実現に向けた施策等を策定する事業（下記）であること。（以下、Ⅱ・Ⅲの実施必須） Ⅰ．地域情報分析及び将来推計 Ⅱ．再エネ導入及びその他脱炭素に資する目標の作成 Ⅲ．作成した目標及び脱炭素実現のための施策の構想 Ⅳ．Ⅱ・Ⅲの実現に向けた指標及び体制の構築	円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組を行う事業（下記）であること。 Ⅰ．既存情報の収集 Ⅱ．追加的環境調査等の実施 Ⅲ．有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取 Ⅳ．ゾーニングマップ案の作成	所有公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査（下記）であること。（以下、Ⅲの実施必須） Ⅰ．地域特性、環境特性等 Ⅱ．建物への負荷及び発電設備の規模等 Ⅲ．発電量・日射量・導入可能エネルギー・位置・方法等（下限数設定あり） Ⅳ．再エネ導入による地域経済・社会への効果等の分析、導入手法・設置コスト評価	地域が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業に係る実施・運営体制の構築を行う事業（下記）であること。 下記Ⅰ～Ⅳは調査・検討 Ⅰ．需要・供給可能エネルギー Ⅱ．需給管理方法・システム Ⅲ．スキーム・体制構築 Ⅳ．事業採算性 Ⅴ．関係者合意のための協議会 Ⅵ．実施・運営体制の構築
交付率	3／4、2／3、1／2※1	3／4	3／4	2／3、1／2、1／3※2
補助上限	800万円	2,500万円	800万円	2,000万円
補助対象	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）	地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
実施期間	令和3年度～令和7年度	令和3年度～令和7年度	令和4年度～令和7年度	令和3年度～令和7年度
補助事業終了後	2年度以内に区域施策編に反映	・3か月以内に結果の公表 ・2年以内に区域施策編への促進区域等の反映	・調査結果を踏まえた再エネ導入状況の公表 ・2年以内に実行計画への調査結果の反映	2年以内に事業活動を開始

※ 1 当該地方公共団体の財政力指数及び当該地方公共団体が都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例市かにより、補助率が異なる。
※ 2 当該地方公共団体、地域金融機関、地元企業・団体、一般市民等の出資有無及び出資率により、補助率が異なる。

地方公共団体実行計画の策定等に資する人材支援制度



民間専門人材等の派遣

地方創生人材支援制度【内閣府】

※グリーン専門人材分野が新設

企業版ふるさと納税(人材派遣型)【内閣府】

※派遣人材の人件費をふるさと納税として寄附

地域力創造アドバイザー制度【総務省】

※特別交付税措置有

地域活性化起業人【総務省】

※特別交付税措置有

人材面からの地域脱炭素支援【総務省】

※専門家招へい費用の1/2補助

脱炭素まちづくりアドバイザー制度【環境省】

※専門家招へい経費は全額事務局で直接執行

- ◆ 民間企業等の専門人材を地方公共団体に派遣、紹介する制度を各省庁で用意
- ◆ 地方公共団体は、専門人材の受け入れに要した費用について特別交付税措置や補助金を受けること等ができるほか、実質的には人件費ゼロで人材を受け入れることができる制度もある。

地方公共団体職員の人材育成

自治大学校での脱炭素研修【総務省】

- ◆ 地方公共団体職員に対して、地域脱炭素施策の検討・立案に関する研修を実施する



地域人材の育成

地域再エネ事業の持続性向上のための
地域中核人材育成事業【環境省】

- ◆ 再エネ導入主体となる地域のリーダーや
ディネーター、専門人材などの育成を行う



地域脱炭素の推進のための交付金
～地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金～



2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、概ね5年程度にわたり継続的かつ包括的に支援する。

地域脱炭素の推進のための交付金

令和5年度予算 35,000百万円 (20,000百万円)
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和5年度予算 32,000百万円 (20,000百万円)
令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

特定地域脱炭素移行加速化交付金

令和5年度予算 3,000百万円 (新規)

Table with 3 main columns: 脱炭素先行地域づくり事業, 重点対策加速化事業, 民間裨益型自営線マイクログリッド事業. Rows include 交付対象 (Delivery Target), 交付率 (Delivery Rate), 上限額 (Upper Limit), and 支援内容 (Support Content) with detailed descriptions and illustrations.

※1 財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は、一部の設備の交付率を3 / 4
※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の1 / 2 (上限10億円))
※3 令和4年度第2次補正予算以降において、公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

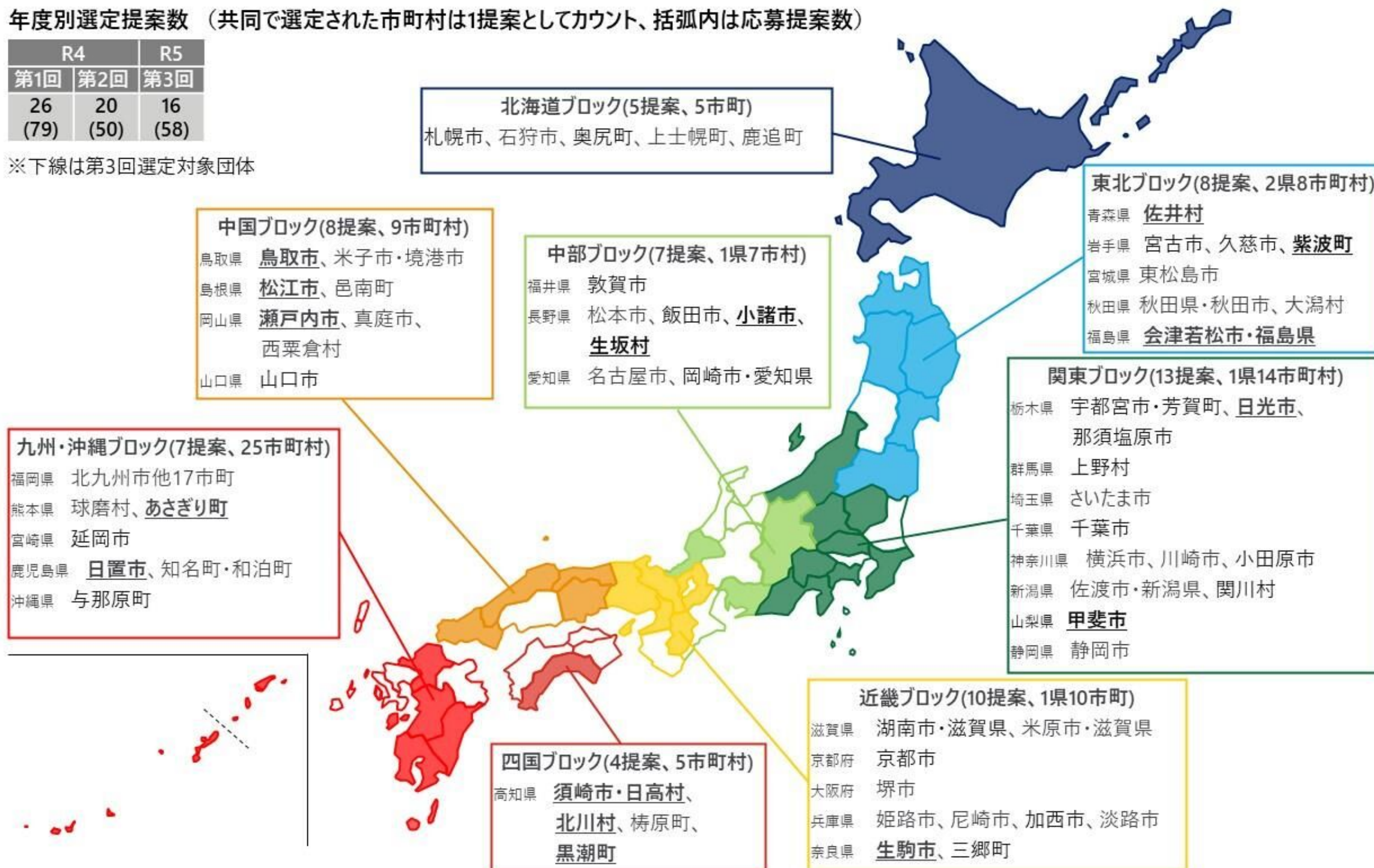
脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第3回）

- 第3回までに、全国32道府県83市町村の**62提案**が選定された。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5
第1回	第2回	第3回
26	20	16
(79)	(50)	(58)

※下線は第3回選定対象団体



重点対策加速化事業の計画策定状況

■ 令和5年4月末現在、重点対策加速化事業として106自治体を選定（28県、78市町村）

令和4年度開始

32自治体

令和5年度開始

74自治体

中国ブロック(3県、9市町)

鳥取県 鳥取県
島根県 美郷町、出雲市
岡山県 岡山県、瀬戸内市、新見市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(6県、11市町村)

福岡県 福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、糸島市、大木町
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市、宇検村

北海道ブロック(8市町)

北海道 札幌市、登別市、苫小牧市、喜茂別町、滝上町、鹿追町、当別町、士幌町

近畿ブロック(2県8市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都市、向日市、京丹後市
大阪府 河内長野市、八尾市
兵庫県 宝塚市
奈良県 奈良県
和歌山県 和歌山市、那智勝浦町

東北ブロック(4県、7市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県
福島県 福島県、喜多方市

関東ブロック(4県15市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
埼玉県 さいたま市、新座市、白岡市、入間市
神奈川県 横浜市、相模原市、小田原市、開成町、厚木市、大和市
新潟県 新潟県、新潟市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、沼津市、富士市

中部ブロック(6県、16市町)

富山県 富山県、富山市、立山町、魚津市、氷見市
石川県 加賀市、津幡町
福井県 福井県
長野県 長野県、伊那市、安曇野市、箕輪町、東御市、高森町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市
三重県 三重県、志摩市

四国ブロック(3県4市町)

徳島県 徳島県
愛媛県 愛媛県、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

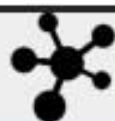
地域脱炭素創生・岡山コンソーシアム

支援対象

(自治体・企業)



相談
・
対応



コンソーシアム



事務局

産



一般社団法人 岡山経済同友会
okayama association of corporate executive



岡山県商工会連合会
Okayama prefectural Federation of Societies of
Commerce and Industry



一般社団法人
岡山県商工会議所連合会



- 業界団体レベルでの調整
- 地域企業への情報発信
- コンサルティング支援

金



中国銀行



BANK トマト銀行

いつも、あなたと。



おかやま信用金庫



玉島信用金庫



手をとりあって未来へ
備前日生信用金庫



水島信用金庫



豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫



作州地域のパートナー
津山信用金庫



心のふれあい 大切に…
吉備信用金庫



笠岡信用組合

- ESG投融资支援
- ビジネスマッチング 等

学



岡山大学
OKAYAMA UNIVERSITY

- ESGに係る人材育成
- 技術的助言・支援等

官



環境省
Ministry of the Environment

中国四国
地方環境事務所



岡山県

- 全体事務局（環境省）
- 補助金等支援施策の提供
- 市町村広域連携支援

協力機関



- 専門的知見
- 専門的人材



提供
協力



セミナー等

参考



【令和5年度予算 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
 - ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点及び行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション

省エネルギー設備 等

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度予算(案) 4,260百万円(3,800百万円)】
【令和4年度第2次補正予算額 9,000百万円】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

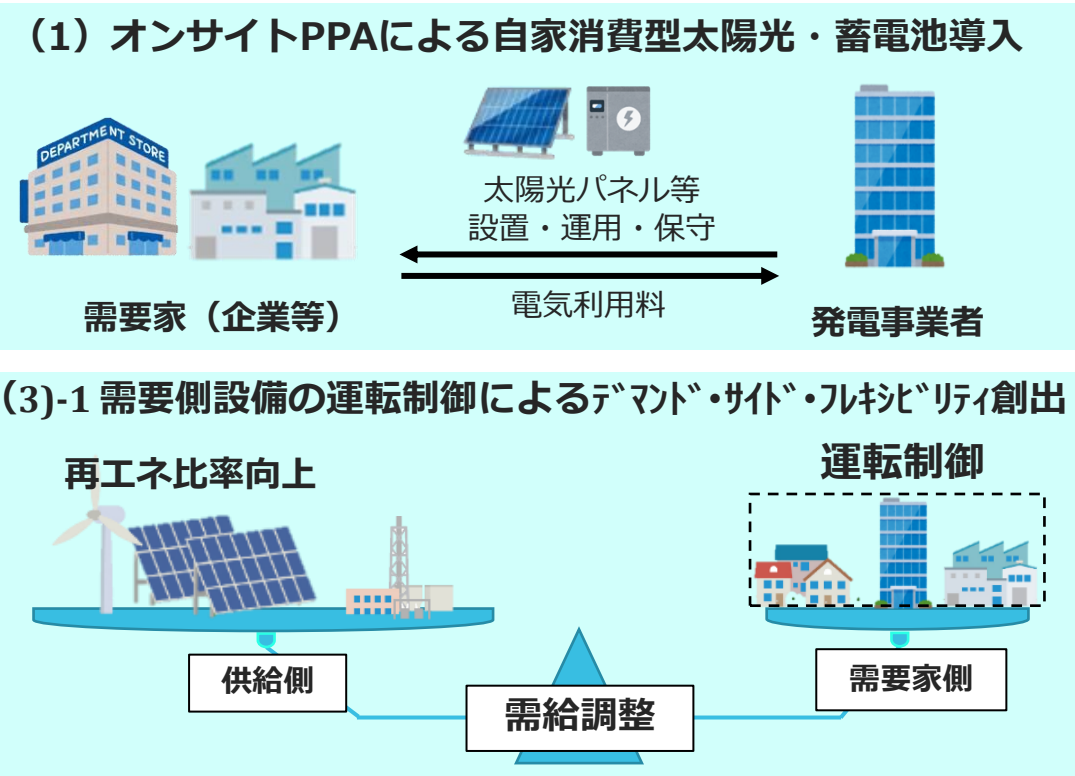
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと
*EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 支援対象



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図ります。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が**初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPA**という新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- ①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

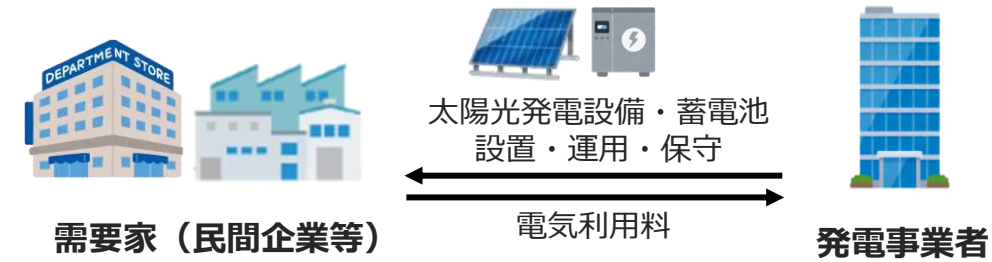
- ②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ① 間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1／3））
 - ② 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
 - * 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
 - * EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5 万円/kW			7 万円/kW
購入	4 万円/kW			—

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

オンサイトPPAモデル (Power Purchase Agreement) とは

- 「オンサイトPPAモデル」とは、発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みです（維持管理は需要家が行う場合もあります）。
「第三者所有モデル」とも言われます。



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- 再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

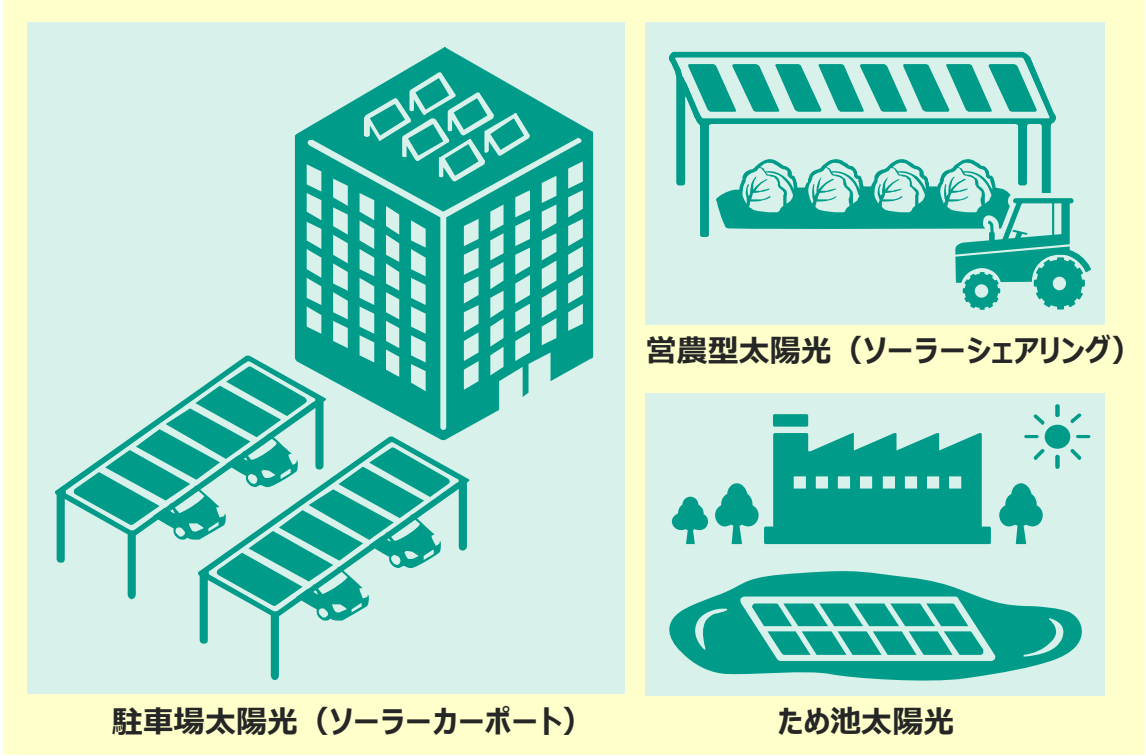
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）
地域の特性に応じた、**再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）**、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

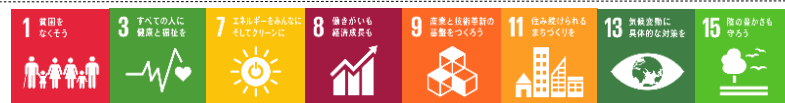
- 事業形態 ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑤ 令和3年度～令和7年度
②③ 令和4年度～令和7年度

4. 事業イメージ



- ※コスト要件
- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
 - ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和5年度予算（案） 5,894 百万円（5,900百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

（1）新築建築物のZEB化支援事業

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
- ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業

（2）既存建築物のZEB化支援事業

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
- ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

（3）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

（4）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

（5）上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業

（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）

（6）自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）

※（1）①及び（2）①は、他のメニューに優先して採択

※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

（1）新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



（2）既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

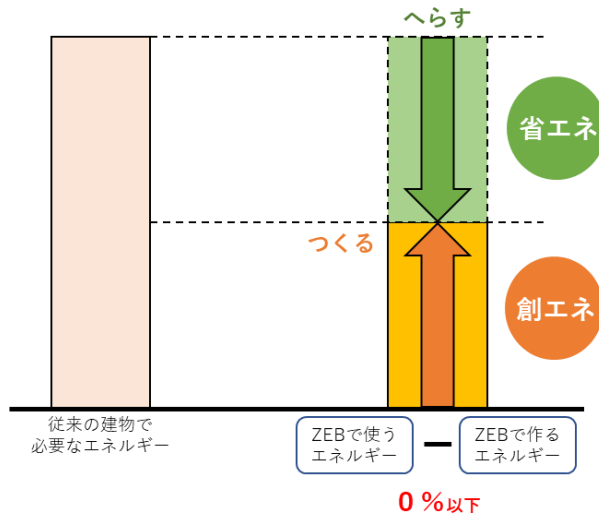


お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 ほか 電話：0570-028-341

ZEBの定義

『ZEB』（ゼブ）

省エネ + 創エネで **0%以下**まで削減



【定義】

年間の基準一次エネルギー消費量が正味ゼロ以下！

【判断基準】

省エネ化により、エネルギー消費量を50%以上削減

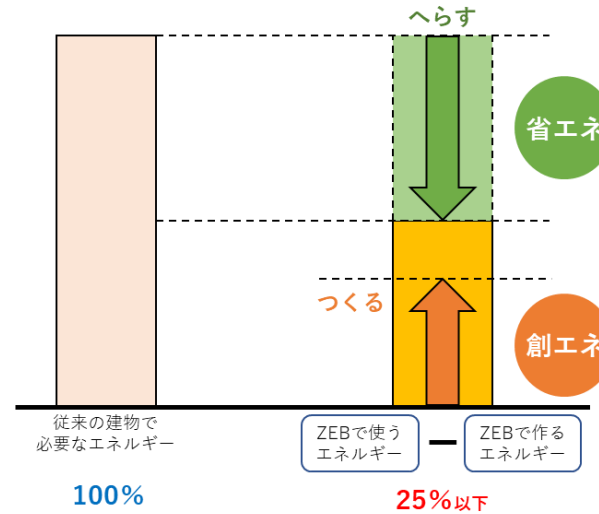
+

省エネと創エネを合わせて、エネルギー消費量を100%以上削減

0%以下

Nearly ZEB(ニアリーゼブ)

省エネ + 創エネで **25%以下**まで削減



【定義】

年間の基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減

【判断基準】

省エネ化により、エネルギー消費量を50%以上削減

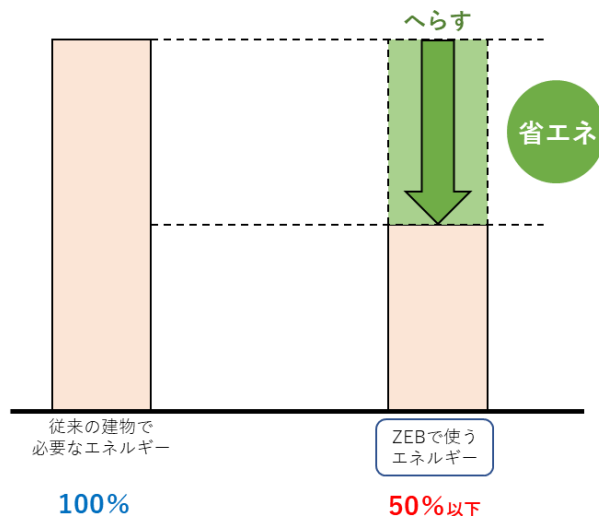
+

省エネと創エネを合わせて、エネルギー消費量を75%以上100%未満の削減

25%以下

ZEB Ready（ゼブレディ）

省エネで **50%以下**まで削減



【定義】

基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の削減

【判断基準】

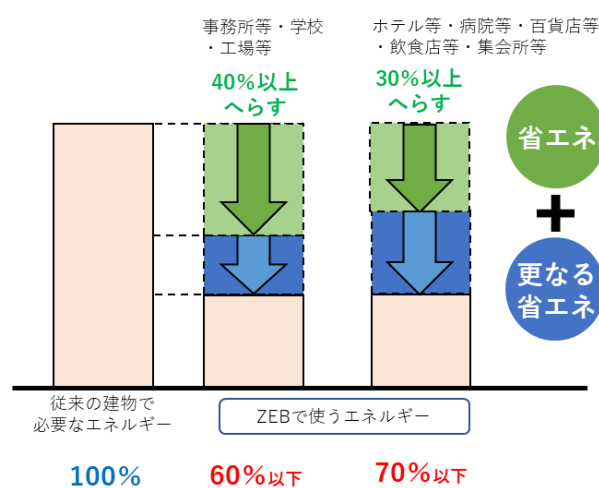
省エネ化により、エネルギー消費量を50%以上削減

50%以下

ZEB Oriented(ゼブオリエンテッド)

延べ面積が10,000m²以上の建物

省エネで用途毎に規定する削減量を達成 + 未評価技術の導入による更なる省エネ



【定義】

延床面積が10,000m²以上の建物において、基準一次エネルギー消費量から40%以上もしくは、30%以上削減

【判断基準】

■事務所等、学校等、工場等

省エネ化により、基準一次エネルギー消費量から40%以上の削減

■ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等

省エネ化により、基準一次エネルギー消費量から30%以上の削減（創エネは除く）

+

未評価技術を導入し、更なる省エネを図る

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
（１）新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆①に関する主な補助要件：
- 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2 / 3 ～ 1 / 2 （上限5億円）② 3 / 5 ～ 1 / 3 （上限5億円）委託事業 ③
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
（２）既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
- ②**既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）**
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 - ◆①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
 - ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① **民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修**を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・ テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

製造産業局自動車課

令和5年度予算額 **200 億円** (**新規**)

事業の内容

事業目的

運輸部門は我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めております。自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。また、国内市場における電動車の普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海外市場を獲得をしていくことも重要です。電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競争力強化と二酸化炭素排出削減を図ることを目的とします。

事業概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

製造産業局自動車課
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギーシステム課

令和5年度予算額 100 億円 (新規)

事業の内容
事業目的 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とします。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援します。
事業概要 (1) 充電インフラ整備事業等 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助します。 (2) 水素充てんインフラ整備事業 燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助します。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
(1) 充電インフラ整備事業等 補助 (定額) 補助 (定額, 1/2等) 国 → 民間団体等 → 民間企業等
(2) 水素充てんインフラ整備事業 補助 (定額) 補助 (2/3, 1/2) 国 → 民間団体等 → 民間企業等
急速充電器 普通充電器 (スタンド型) 普通充電器 (コンセント型) V2H充放電設備 水素ステーション ※補助対象例
成果目標
車両の普及に必要不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに15万基、水素充てんインフラを2030年までに1,000基程度整備します。



環境省 中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室

電話 : 086-223-1544
MAIL : CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp